

芦屋市障がい福祉サービス等 ガイドライン (支給決定基準)

令和5年4月1日 初版

芦屋市役所 障がい福祉課

【目 次】

第1章 支給決定総論	5
1 ガイドラインの基本的な考え方	5
ガイドラインを策定する意義	5
ガイドラインの策定根拠	5
2 障がい福祉サービス等の利用の流れ	6
3 支給決定における手続きについて	7
(1) サービス利用の相談・申請	7
(2) 計画案の作成依頼	7
(3) 障害支援区分認定調査	7
(4) 医師意見書の聴取（一次判定）	7
(5) 二次判定（障害支援区分認定審査会での審査判定）	7
(6) 障害支援区分の認定	7
(7) サービス等利用計画案の受付	7
(8) 支給決定審査	7
(9) 支給決定	8
(10) サービス利用開始	8
4 芦屋市における相談支援体制	8
(1) 芦屋市障がい者基幹相談支援センター	8
(2) 相談支援事業	8
(3) 指定特定相談支援事業所	8
5 利用者負担額について	8
(1) 利用者負担額	8
(2) 自己負担上限額	9
(3) 高額障害福祉サービス費等給付費・高額障害児給付費	9
第2章 障がい福祉サービス等支給決定基準	10
1 支給決定における基本的な取扱い	10
(1) 標準支給量の算出方法	10
(2) 支給量の計算方法	10
(3) 支給決定の際の勘案事項	10
(4) 標準支給量と乖離する支給決定（「非定型」の支給決定）	11
2 障がい福祉サービス	11
(1) 居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助）	11

(2)	重度訪問介護	16
(3)	同行援護	19
(4)	行動援護	21
(5)	療養介護	21
(6)	生活介護	22
(7)	短期入所	23
(8)	重度障害者等包括支援	25
(9)	施設入所支援	26
(10)	自立訓練（機能訓練）	26
(11)	自立訓練（生活訓練）	27
(12)	宿泊型自立訓練	28
(13)	就労移行支援	29
(14)	就労継続支援（A型）	31
(15)	就労継続支援（B型）	31
(16)	就労定着支援	32
(17)	自立生活援助	33
(18)	共同生活援助	34
(19)	地域移行支援	35
(20)	地域定着支援	36
(21)	児童発達支援	37
(22)	医療型児童発達支援	37
(23)	放課後等デイサービス	38
(24)	居宅訪問型児童発達支援	39
(25)	保育所等訪問支援	39
(26)	移動支援	40
(27)	日中一時支援	44
第3章 介護保険との併給関係		45
1 介護保険サービス優先の原則		45
(1)	原則	45
(2)	併給が認められる場合	45
(3)	障がい福祉サービス利用者が65歳に到達した場合の運用	46
(4)	新高額障害福祉サービス費	46
第4章 Q&A		48
(1)	障がい福祉サービス	48

(2) 移動支援事業	52
------------------	----

第1章 支給決定総論

1 ガイドラインの基本的な考え方

ガイドラインを策定する意義

市町村は、申請者ごとに介護給付費等の支給量（公費により助成する量）を定める必要がありますが、厚生労働省が示す「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（以下「事務処理要領」という。）では、支給決定においては以下のように示されています。

市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。

したがって、支給量の決定に当たっては、事務処理要領等にも示されている、障害支援区分、障がいの種類、介護者の状況、置かれている環境、他の法令に基づく給付、本人や家族のニーズ等の聴取以外に様々な事項を包括的に勘案する必要があり、それぞれの判断を行うこととなります。

一方で、介護給付費等の費用が増え続けている状況の中、今後限りある予算を公平かつ適正に執行するためにも、一定の基準等を定め、また、この基準を広く公開することにより、公平かつ適正な支給決定事務を行うことを目的としています。

ただし、ガイドラインの中で示される支給量（標準支給量）は、あくまでも標準の支給量であり、上限となるものではありません。

ガイドラインの策定根拠

本ガイドラインにおける支給決定基準は、事務処理要領に基づき作成しています。

【参考（事務処理要領）】

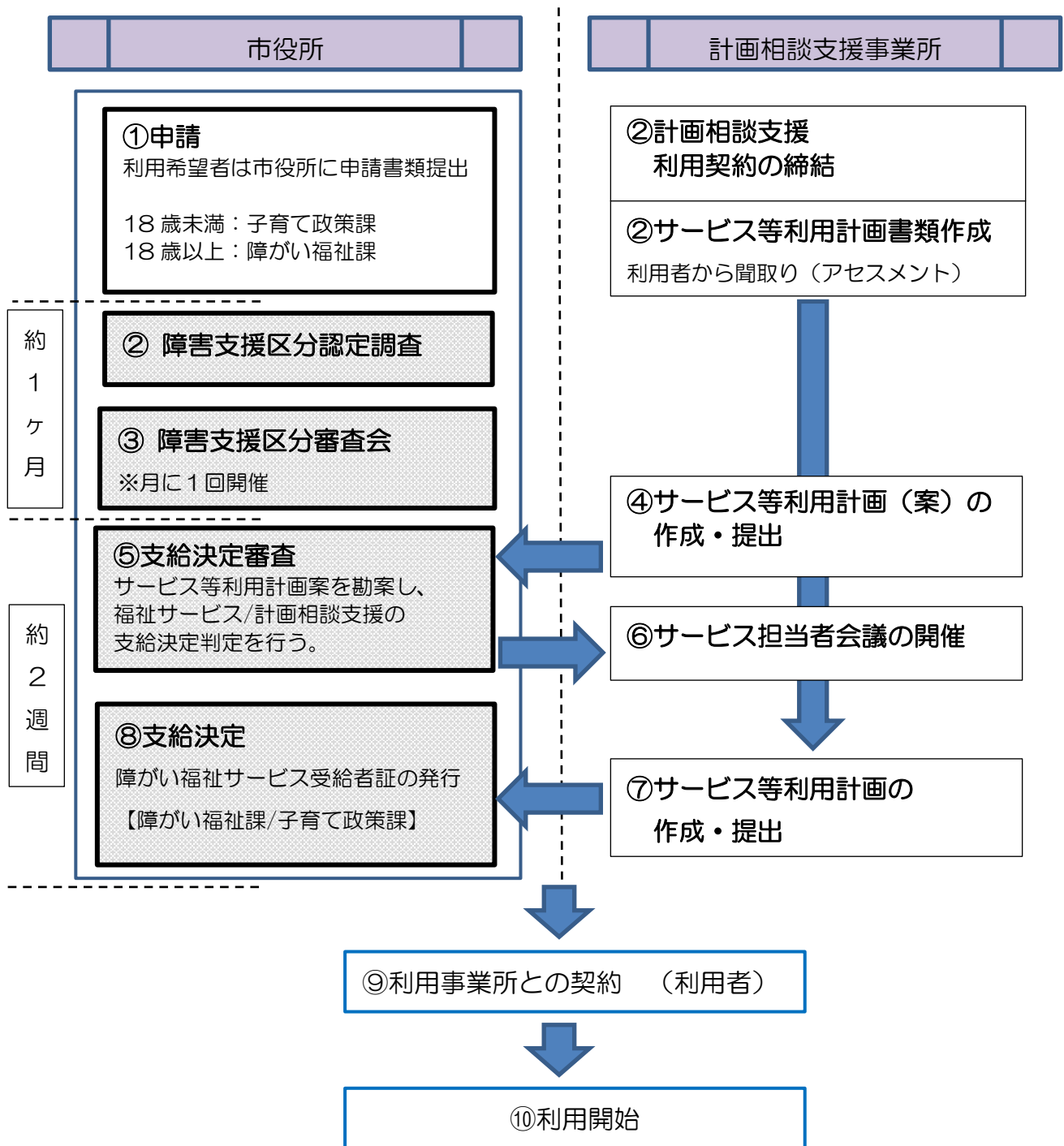
市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。その際、国庫負担基準は、あくまでも国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること。

2 障がい福祉サービス等の利用の流れ

①障がい者相談支援 窓口における受理面談

…新規相談の際は事前に障がい者相談支援事業にて、申請サービス等の情報提供、判断等のためのインテーク面談（受理面談）を行うよう案内しています。

（障がい者相談支援事業＝障がい福祉課に代わって実施する委託契約先）



3 支給決定における手続きについて

(1) サービス利用の相談・申請

新規相談の際は事前に障害者相談支援事業にて、申請サービス等の情報提供、判断等のためのインテーク面談（受理面談）後、障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい者又は障がい児の保護者（以下、申請者という。）は、市に対して支給申請をします。

(2) 計画案の作成依頼

計画相談支援を希望する申請者は、サービス等利用計画案の作成を指定特定相談支援事業所に依頼します。

(3) 障害支援区分認定調査

障がい福祉サービスの申請があった場合、障害支援区分の判定等のため、認定調査員が申請のあった本人及び保護者等と面接をし、3障がい及び難病等対象者共通の調査項目等について認定調査および概況調査（本人の状況及び家族からの介護状況等）を行います。

(4) 医師意見書の聴取（一次判定）

市は、障害支援区分認定審査会（以下、審査会という）に障害支援区分に関する審査及び判定を依頼するに際し、申請に係る障がい者の主治医等に対し、対象者の疾病、身体の障がい内容、精神の状況など、医学的知見から意見（医師意見書）を求めます。

また、認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を踏まえ、一次判定用ソフトを活用した一次判定処理を行います。

(5) 二次判定（障害支援区分認定審査会での審査判定）

審査会では、一次判定の結果を原案として、認定調査票の特記事項及び医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）の内容を総合的に勘案した審査判定を行います。

(6) 障害支援区分の認定

障害支援区分認定審査会の審査判定結果に基づき、障害支援区分の認定を行います。

(7) サービス等利用計画案の受付

市は、障がい者等のサービス利用意向を反映したサービス等利用計画案プランを受理します。

(8) 支給決定審査

サービス等利用計画案を勘案し、福祉サービス/計画相談支援の支給決定判定を行います。

（９） 支給決定

支給（却下）決定を行い、申請者に通知を行います。

申請から区分認定調査、審査会を経て支給決定に至るまでの期間は概ね１カ月～１カ月半程度となっています。

（１０） サービス利用開始

市は、障がい福祉サービス等の利用に係る決定（却下）通知書と受給者証を発行します。これらにはサービスの種類や支給量、支給期間、利用者負担限度額などが記載されています。

利用者は指定障がい福祉サービス等事業所のなかからサービスを受ける事業所を選択し、サービスの利用申込や契約を行い、サービス利用を開始します。

4 芦屋市における相談支援体制

（１） 芦屋市障がい者基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者の相談を総合的にを行い、また、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関と連携し、地域課題の解決を行う機関になります。

（２） 相談支援事業

生活での困りごとがある時や障がい福祉サービス等を利用したい時など、障がいがある人の相談を専門に受け付けている機関になります。

（３） 指定特定相談支援事業所

障がい福祉サービス等支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を作成します。また、支給決定または変更後には、サービス事業者等との連絡調整を行う窓口になります。サービス利用後には、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しの支援も行います。

5 利用者負担額について

（１） 利用者負担額

利用したサービスの費用の１割 ＋ 「食費」「光熱水費」実費負担

障がい福祉サービス・地域生活支援事業・児童通所支援事業においては、利用したサービスの費用の１割（定率負担）相当額が利用者負担となります（所得区分により負担上限あり。）。

なお、施設等を利用する場合、「食費」や「光熱水費」などは自己負担となります。

(2) 自己負担上限額

区 分	対 象 と な る 方	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0 円
低所得	市民税非課税世帯の方	0 円
一般 1	市民税課税（配偶者含む）で、所得割 16 万円未満の方 （児童の場合は両親の所得割が 28 万円未満） ※施設入所者（20 歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	9,300 円 （児童）4,600 円
一般 2	市民税課税（配偶者含む）で上記以外の方	37,200 円

利用者負担は、障がい福祉サービスと地域生活支援事業（移動支援・日中一時）でそれぞれ上限額まで負担する必要があります。

※利用者負担額が 0 円の対象者についても、食費等の実費負担については自己負担となります。

(3) 高額障害福祉サービス費等給付費・高額障害児給付費

同一世帯で障がい福祉サービス等を利用している方が複数いる場合などで、世帯における利用者負担月額（食費や活動費等の実費負担分を除く）の合計が「世帯の基準額」を超過した場合は、申請により超過した額が助成（償還払いの方法による）されます。

合算の対象となる サービス利用料	① 障がい福祉サービスの利用者負担 ② 障がい児通所支援の利用者負担 ③ 補装具費の利用者負担 ④ 介護保険サービスの利用者負担額 ※同一人が障がい福祉サービスを利用している場合に限る
対象となる所得区分	所得区分：一般（市民税課税世帯に属する者） ※18 歳以上の障がい者の「世帯」の範囲は「利用者本人とその配偶者」
世帯の基準額	37,200 円（※障がい児の特例あり）

また、地域生活支援事業（移動支援・日中一時）と障がい福祉サービスの利用者負担月額についても合算を行い、負担上限月額を超過した場合は、申請により超過した額が助成（償還払い）されます。

世帯の基準額は上記に準じます。

第2章 障がい福祉サービス等支給決定基準

1 支給決定における基本的な取扱い

(1) 標準支給量の算出方法

標準支給量は、障がい者等の障害支援区分、置かれている環境、障がい者の介護を行う者の状況などを勘案して定めています。本市においては、この標準支給量を基本として支給決定を行います。

(2) 支給量の計算方法

障がい福祉サービスのうち、単位数が「時間」のものについては、1月あたり5週として支給量を計算します。ただし、利用方法によって月の利用回数に増減がある場合等は、個別に判断します。

決定支給量 = ○時間 / 1回 × ○回数 / 1週 × 5週

(例) 1回2時間 週5回利用の場合、 $2 \times 5 \times 5 = 50$ 時間

(例外) 1回2時間 毎日利用の場合、 $2 \times 31 = 62$ 時間

(3) 支給決定の際の勘案事項

市は、支給決定にあたり、以下の勘案事項を踏まえて支給決定を行います。

- ① 障がい者等の障害支援区分又は障がいの種類及び程度その他の心身の状況
- ② 障がい者等の介護を行う者の状況
- ③ 障がい者等に関する介護給付費等の受給の状況
- ④ 申請に係る障がい児が現に障害児通所支援又は施設入所支援を利用している場合には、その利用状況
- ⑤ 申請に係る障がい者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用状況
- ⑥ 当該障がい者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況
- ⑦ 当該障がい者等又は障がい児の保護者の障がい福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容
- ⑧ 当該障がい者等の置かれている環境
- ⑨ 当該申請に係る障がい福祉サービスの提供体制の整備の状況

「障害支援区分」は、申請者が申請時点で認定されている区分になります。障害支援区分により標準支給量が決定します。

なお、標準支給量はあくまでも標準の支給量であり、「上限」ではありません。

標準支給量を基準として、それを超える支給決定を希望される場合は、原則障害支援区分の見直しや、介護保険の認定を受けている場合は介護認定の見直しを検討することとします。

(4) 標準支給量と乖離する支給決定（「非定型」の支給決定）

標準支給量と乖離する申請があった場合は、障がい者等の個別事情勘案し「非定型」の支給決定の検討を行います。

「非定型」の決定に関しては、サービス担当者による検討会議の他、障害支援区分認定審査会に諮り委員会での助言を求める場合があります。

2 障がい福祉サービス

(1) 居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助）

①サービス概要

障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

なお、居宅介護は、身体介護（食事・入浴・排泄等の介助）、家事援助（炊事・洗濯・掃除等の介助）、通院等介助（病院への通院の介助、官公署での公的手続等）に区分けされますので、具体的なサービスの内容・標準支給量については、個別に記載します。

【身体介護】

①サービス内容

排泄介助、食事介助、身体の清拭、入浴介助、整容（口腔ケアなど）、起床・就寝介助、体位変換、移動・移乗介助、服薬介助など

②利用対象者

障害支援区分1以上の者（児童はこれに相当する心身状態）で、以下の（ア）（イ）を満たす者。

（ア）年齢は、原則12歳（中学生）以上

※養護者の状況により、小学生以下の児童についても対象とします。

※養護者の状況とは、例えば、いずれの養護者も就労等の都合により、介護できない時間がある場合、本人と養護者の関係上、介護が困難な場合（支援の拒否による他害行動等）など。

（イ）利用希望サービスについて、認定調査の判定が「部分的支援」以上となる場合。

利用サービス内容	判定条件（認定調査項目）
排泄介助	2－4（排尿）、2－5（排便）
入浴介助	2－3（入浴）
更衣	1－10（衣服着脱）
整容（口腔ケア）	2－2（口腔清潔）
食事	2－1（食事）
体位変換	1－1（寝返り）、1－2（起き上がり）
移動	1－3（座位保持）、1－4（移乗）、1－5（立ち上がり）、1－6（両足での立位保持）、1－7（片足での立位保持）、1－8（歩行）、1－9（移動）

③支給量を定める単位

〇〇時間／月（1回あたり 〇時間まで）

時間数目安

利用サービス内容	時間数目安
排泄介助	0.5H
入浴介助	0.5H（シャワー） 1H～1.5H（浴槽）
更衣	0.5H
整容（口腔ケア）	0.5H
食事	1H～1.5H
体位変換・移乗	0.5H
移動 ※一連の支援に含むため 単体の利用は想定されない	－ 上記支援に含める

④標準支給量

（時間）

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
標準支給量	10	15	20	40	60	90

※児童の場合は区分にかかわらず最大40時間までとする

⑤留意事項

（ア）2人介護

対象サービス内容・・・排泄・入浴・移乗・（更衣）

対象要件・・・体格が大きい、低緊張、過緊張、骨折や脱きゅうをしやすい、座位保持困難などの身体状況があるため、2人対応が必要な人。かつ適切な介護者

が得られない人。（訪問入浴利用者は除く。）

※2人介助が必要なサービスに対してのみ決定します。

（例）身体介護 ○時間／月 （うち入浴時のみ2人介助 ○時間）

（イ）連続した1回あたりの最大時間

3時間／回

提供サービスあたりの時間と内容を組み合わせる

（例）1時間／回（排泄30分・整容30分）

【家事援助】

①サービス内容

調理……調理・食器の準備と片づけ

掃除……居室・卓上・トイレ・浴室などの掃除、ゴミ出し、衣類等の整理等

※同居人家族がいる場合共有部分 トイレや浴室などは除く

洗濯……衣服の洗濯（収納まで）・布団などのシーツ交換等

買い物…生活必需品や食材の買い物のヘルパーによる代行（薬の受け取り等を含む）

※育児支援（育児をする親に障がいがあり十分に子どもの世話ができない場合に、子どもの世話をを行うもの。）については、以下のとおりとします。

《支援内容》

- ①保育所・幼稚園への通園・子の通院
- ②沐浴・授乳
- ③学校への連絡援助・連絡帳の代筆・
- ④本人と子の合わせた家事
- ⑤乳児の健康管理・児童の健康な発達・言語発達支援

《利用要件》

- ①他に支援が可能な家族がいるかどうか
- ②同居の子の年齢（原則未就学～小学生を想定）
- ③必要とする支援内容
- ④本人の病状、子の育児が不可である理由

これらについて
勘案検討し
決定

②利用対象者

障害支援区分が1以上（障がい児についてはこれに相当する支援の度合）

※18歳未満の方の利用については、養護者の状況（身体介護②（ア）参照）により検討します。

③支給量を定める単位

〇〇時間／月（１回あたり 〇時間まで）

※１回あたり、最大 1.5h まで

※１回あたりの支援の間は２時間あけること

④標準支給量

（時間）

区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
標準支給量	15	20	35	45	45	45

※一人暮らしの場合を想定しています。他の家族、介助者がいる場合は必要時間のみ決定。

《利用サービス 1 回あたりの時間》

- ・掃除 週 2 回まで （１回 0.5 時間～1.5 時間）
- ・調理 週 1 回～5 回（１回 0.5 時間～1 時間）
- ・洗濯 週 3 回まで （１回 0.5 時間～1.5 時間）
- ・買い物 週 1 回～ （１回 0.5 時間）※近隣のスーパー等への買い物が前提
- ・薬の受け取り 週 1 回（１回 1 時間）※待ち時間がある可能性を考慮。

※市外の場合は 1.5 時間とする。

※市外かつ遠方となる場合は個別で相談検討します

⑤留意事項

（ア）対象とならない支援

- ・直接本人の援助に該当しない行為（利用者以外の者に係る家事）
- ・主として利用者が利用する居室以外の居室の掃除
※共有スペースの掃除については、同居家族の障がい等を理由に行うことができないと判断する場合には支援内容と認められることがあります。
- ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為
※大掃除、床のワックスがけ、室内外家屋の移動・修繕、引っ越し作業など

（イ）育児支援について

- ・ファミリーサポートの利用など、地域資源の活用を優先とします。
- ・他の家族による支援が可能な場合については、原則対象外とします。支援可能な家族がいない、または障がい・疾病等により支援が困難である場合について支給決定が可能です。その他、介護放棄など虐待が認められる場合や家族関係に修復不能な深刻な問題があり、援助が期待できない場合、家族の介護負担により共倒れが危惧される場合などが想定されます。

【通院等介助】

①サービス内容

病院等（薬局、デイケア含む）への通院、入退院時の同行、官公省への公的手続や障がい福祉サービス利用にかかる相談、相談のために指定相談支援事業所を訪れる場合及び相談の結果、見学のために紹介された指定障がい福祉サービス事業所への訪問時の介助

②利用対象者

障害支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合）である者。

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）については、区分2以上で障害支援区分の認定調査項目において、以下に掲げる状態のうち、いずれか1つ以上に認定されている者。

- ・「歩行」 「全面的な支援が必要」
- ・「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ・「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

③支給量を定める単位

〇〇時間／月（1回あたり 〇時間まで）

※往復の時間とする

④標準支給量

必要時間数に応じて検討

⑤留意事項

・院内介助

病院診療・治療室内（受診中）は、診療報酬により病院等職員が対応する時間帯になるので、当該時間について介護給付の支給決定はできません。

また、院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものですが、場合により算定対象となります。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合、たとえば、下記のような状況が該当します。

- ・院内の移動に介助が必要な場合
- ・知的・行動障がい等のため見守りが必要な場合
- ・待ち時間に排泄介助や衣服の着脱介助が必要な場合

原則利用不可のため、必要時には計画相談員を通じて支給申請を行ってください。

受給者証に「院内介助利用可」と印字を行います。

(2) 重度訪問介護

①サービス内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障がい者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行います。

②利用対象者

障害支援区分が区分4以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は助産所に入院又は入所中の障がい者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分6以上）であって、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者

（ア）次の（i）及び（ii）のいずれにも該当していること

（i）二肢以上に麻痺等があること。

（ii）障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

（イ）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者

（ウ）年齢 18歳以上

※15歳以上の児童で、児童福祉法第63条の4の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、福祉事務所に通知した場合は障がい者とみなし、障がい者の手続きに沿って支給の要否を決定することが可能です。

③支給量を定める単位

〇〇時間／月

※1回3時間以上の利用を前提としたサービスです。

④標準支給量

（時間）

区分	区分4	区分5	区分6
標準支給量	280	380	480

※一人暮らしの場合を想定。他の家族、介助者がいる場合は必要時間数のみ決定します。

※深夜帯支援等、標準支給量以上の支給について

（条件）

【身体】

- ・医師により筋萎縮性側索硬化症（ALS）等運動ニューロン疾患の分類に属する病名と診断された者等であること

- ・頻回な体位交換や、たん吸引等の医療行為が必要な方

【知的・精神】

- ・行動障がい等により夜間帯の見守り支援がなければ危険が生じる方
- ・てんかん等の発作が週1回以上起こり、対応が必要な方

以上の条件に当てはまる方は標準支給量以上の支給について検討するためご相談ください。

※深夜帯の支援を含む。

⑤留意事項

- ・2人介護については（身体介護⑤）の基準に準じます。
- ・移動介護については標準支給量のうちに含めます。
- ・居宅介護、移動支援、行動援護との併給は原則行いません。
- ・病院等における重度訪問介護の利用については下記のとおりです。

○対象者：日常的に重度訪問介護を利用している支援区分6の者

○支援内容：意思疎通に対する見守り／利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。

○支給期間：原則入院から90日を限度とする。

※支援状況に応じて延長については検討を行う。

※重度訪問介護事業者は病院等において行われる支援の代替を行うものではないため、支援内容や病院等との連携状況については、十分に把握をしたうえで判断します。

○重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準表

行動関連項目	0点			1点		2点	
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特 定 の者	会話以外 の方法	独 自 の 方法	コミュニケーション不可
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支 援 が 不要	稀に支援が 必要	月に1回以上 支援が必要	週に1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要	
異食行動	支 援 が 不要	稀に支援が 必要	月に1回以上 支援が必要	週に1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要	
多動・行動停止	支 援 が 不要	稀に支援が 必要	月に1回以上 支援が必要	週に1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要	
不安定な行動	支 援 が 不要	稀に支援が 必要	月に1回以上 支援が必要	週に1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要	
自らを傷つける行為	支 援 が 不要	稀に支援が 必要	月に1回以上 支援が必要	週に1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要	
他人を傷つける行為	支 援 が 不要	稀に支援が 必要	月に1回以上 支援が必要	週に1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要	
不適切な行為	支 援 が 不要	稀に支援が 必要	月に1回以上 支援が必要	週に1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要	
突発的な行為	支 援 が 不要	稀に支援が 必要	月に1回以上 支援が必要	週に1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要	
過食・反すう等	支 援 が 不要	稀に支援が 必要	月に1回以上 支援が必要	週に1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日以上 の）支援が必要	
てんかん	年1回以上			月に1回以上		週1回以上	

(3) 同行援護

①サービス内容

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。

②利用対象者

同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。

※障害支援区分は不要ですが、区分4から加算がつきます。

③支給量を定める単位

〇〇時間／月

④標準支給量

(時間)

区分	者	児童
標準利用時間	70	35

⑤留意事項

- ・経済活動に係る外出、通年かつ長期に渡る外出（通所・通学）は対象外です。
- ・同行援護の対象となる人は同行援護を利用し、移動支援との併給は行いません。
- ・2人介護については（身体介護⑤）の基準に準じます。
- ・通院等での利用も可能ですが、院内での支援については通院等介助の基準と同様とします。

○同行援護のアセスメント調査票

	調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害	視力	1. 普通(日常生活に支障がない)	2. 約1m離れた視力確認表の図は見るができるが、目の前に置いた場合は見るができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見るができるが、遠ざかると見るができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのか判断不能である。		矯正視力による測定とする。
視野障害	視野	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 周辺視野角度(Ⅰ／四視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度(Ⅰ／二視標による。以下同じ。)が56度以下である。 4. 両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である。	5. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度が28度以下である。 6. 両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。
移動障害	盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる。	2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐すい体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう。

注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。



（４） 行動援護

①サービス内容

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行います。

②利用対象者

障害支援区分が区分３以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の割合）である者

※重度訪問介護の判定基準表を参照

③支給量を定める単位

〇〇時間／月

④標準支給量

（時間）

区分	者	児童
標準利用時間	70	35

⑤留意事項

- ・移動支援、重度訪問介護（移動介護）との併給は原則行いません。

（５） 療養介護

①サービス内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

②利用対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる者

（ア）障害支援区分６に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

（イ）障害支援区分５以上に該当し、次の（ｉ）から（iv）のいずれかに該当する者

であること。

（ｉ）重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者

- (ii) 医療行為を必要とする状態であって、医療的ケアの判定スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算した点数(以下、「医療的ケアの判定スコア」という。)が16点以上の者
- (iii) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(※重度訪問介護の判定基準表を参照)であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
- (iv) 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
- (ウ)(ア)及び(イ)に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者
- (エ)旧重症心身障害児施設(平成24年4月の改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。)に入所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。)に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する(ア)～(ウ)以外の者

③支給量を定める単位

〇〇日/月

④標準支給量

当該月の日数

⑤留意事項

- ・医療的ケアの判定スコアの記載は日頃から診察を受けている医師に依頼してください。
- ・判定を行っている場合、毎年更新の際に医師の署名または再作成が必要です。

(6) 生活介護

①サービス内容

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

②利用対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者。

- (ア) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者
- (イ) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者
- (ウ) 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

当該月の日数－8日

※上記日数を超えて利用を希望する場合は以下の条件によるものとします

- ・ 養護者が病気・ケガ等により利用者の介護ができない場合
- ・ 養護者が就労しているため、日中支援が困難な場合
- ・ 単身居住者で他に代わるサービスがない場合または他サービスの増量が必要となる場合
- ・ 本人の心身の状態が不安定で、他サービスの増量が必要となる場合

⇒条件の確認には、家族状況の詳細をお聞きすることとなります。特に養護者の就労を理由とする場合は、勤務を証明する書類等の提出を求めた上で検討します（通常週6勤務ではないため）。

⑤留意事項

- ・ 複数の日中活動系サービスの支給決定を受けている場合は、1月の利用日数の総和は、原則標準日数（当該月の日数の－8日）を超えないようにしてください。
- ・ 複数の日中活動系サービスの支給決定を受けている場合でも、同一日に複数の日中活動系サービスを利用することはできません。

（7） 短期入所

①サービス内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

②利用対象者

（ア）福祉型短期入所

- （i）障害支援区分が区分1以上である障がい者
- （ii）障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分

1 以上に該当する障害児

(イ) 医療型短期入所

(i) 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

(ii) 障害支援区分5以上に該当し、次のいずれかに該当する者であること。

- ・重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
- ・医療的ケアの判定スコアが16点以上の者
- ・障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
- ・遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者

(iii) (i) 及び (ii) に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者

③支給量を定める単位

〇〇日／月

例)・1泊2日で利用する場合 ⇒ 2日と算定

- ・同じ事業所で2泊3日利用する場合 ⇒ 3日と算定
- ・A事業所で1泊2日して、B事業所で1泊2日する場合
⇒2日+2日 ⇒4日と算定

④標準支給量

15日／月 以内(区分に関わらず)

⑤留意事項

- ・年間利用日数については、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持を十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしなければなりません。
※ただし、本人の行動障がい等により、介護者による支援が困難で、サービス利用計画において毎月平均し15日以上の利用が必要とされる場合、年間180日以上の決定を認めます。
- ・連続する利用について、介護者の入院等により、長期間利用の必要がある場合には、サービス等利用計画にて必要性を確認し、一時的に支給決定の増量を行うことは可能です。
※原則、連続利用日数は30日までですが、暦上31日ある場合には、31日の利用も可能とします。
- ・医療的ケアスコアの記載は日頃から診察を受けている医師に依頼してください。
- ・医療的ケアスコアにて判定を行っている場合、毎年更新の際に医師の署名または再作成が必要です。

(8) 重度障害者等包括支援

①サービス内容

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

②利用対象者

障害支援区分が区分6（障害児にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者

<Ⅰ類型>

- (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- (2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
- (3) 認定調査項目「1群.起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定
- (4) 認定調査項目「10群.特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
- (5) 認定調査項目「6群.認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

<Ⅱ類型>

- (1) 概況調査において知的障がいの程度が「最重度」と確認
- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
- (4) 認定調査項目「1群.起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定
- (5) 認定調査項目「6群.認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

<Ⅲ類型>

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者
- (2) 認定調査項目「6群.認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
- (3) 認定調査項目の「行動援護項目得点」が「10点以上」と認定

③支給量を定める単位

〇〇時間／月（1回あたり 〇時間まで）

④標準支給量

80,000 単位

⑤留意事項

- ・重度障害者等包括支援は、障がい福祉サービスを包括的に提供するものであるため、他の障がい福祉サービスとの併給はできません。

（９） 施設入所支援

①サービス内容

その施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

②利用対象者

- （ア）生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分４（５０歳以上の者にあつては区分３）以上である者
- （イ）自立訓練又は就労移行支援（以下この（イ）において「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの
- （ウ）生活介護を受けている者であつて障害支援区分４（５０歳以上の場合は障害支援区分３）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者
- （エ）就労継続支援Ｂ型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

当該月の日数

⑤留意事項

- ・移動支援との併用不可

（１０） 自立訓練（機能訓練）

①サービス内容

障がい者につき、障害者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言

その他の必要な支援を行います。

②利用対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられます。

- ・入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- ・特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

当該月の日数－8日

⑤留意事項

- ・標準利用期間は1年6か月間

（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間）

ただし、最大標準利用期間を超えて利用が必要な場合で、要件を満たし、審査会にて認められた場合には、1度だけ1年間の延長が可能です（最大通算3年間）。

（1 1）自立訓練（生活訓練）

①サービス内容

障がい者につき、障害者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設もしくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

②利用対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられます。

- ・入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- ・特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

当該月の日数－8日

ただし、下記のいずれかに当てはまる場合はこの限りではありません

- ・利用事業所が指定権者に対して「利用日数特例の届出」を提出しており、年間の利用日数の総和が「月－8日×12ヶ月」になる場合
- ・仕事の内容・他サービス量との調整をしたうえで必要であると認められる場合。
※サービス等利用計画上の位置づけが必要。

⑤留意事項

- ・標準利用期間は2年（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にとっては、3年間）ただし、最大標準利用期間2年を超えて利用が必要な場合で、要件を満たし、審査会にて認められた場合には、1度だけ1年間の延長が可能です（最大通算3年間）。
- ・アルバイト等の就労との併用については、一定の社会的就労ができているとみなされるため原則不可ですが、以下の点を満たす場合には併用について検討します。
 - 自立訓練を利用することにより、勤務日数や就業時間が増える、または転職につながる
 - 自立訓練を利用することで、利用者に過度な負担がかかっていないこと
 - 自立訓練以外の他のサービスの利用が適切ではないかを検討すること
 - 就労先が自立訓練への通所との併用を了承していること

（12）宿泊型自立訓練

①サービス内容

居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

②利用対象者

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者。

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

当該月の日数

⑤留意事項

- ・標準利用期間は2年（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にとっては、3年間）

(13) 就労移行支援

①サービス内容

就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

②利用対象者

(ア) 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満または65歳以上の者

(イ) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者

※ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限ります。

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

当該月の日数－8日

ただし、下記のいずれかに当てはまる場合はこの限りではありません

- ・ 利用事業所が指定権者に対して「利用日数特例の届出」を提出しており、年間の利用日数の総和が「月－8日×12ヶ月」になる場合
- ・ 仕事の内容・他サービス量との調整をしたうえで必要であると認められる場合。
※サービス等利用計画上の位置づけが必要。

⑤留意事項

- ・ 標準利用期間は最大2年間。最大標準利用期間2年を超えて利用が必要な場合で要件を満たし、審査会にて認められた場合には、1度だけ1年間の延長が可能です（最大通算3年間）。
- ・ 大学生在学中の利用について
大学3～4年生で、大学における就職支援を活用してもなお、支援が必要で他に代わるものがない場合や、休学中で就労移行支援事業の利用後、就職を前提としていることを要件として検討を行います。

※提出書類として、「大学における就労支援ではなく障がい福祉サービスによる就労支援が必要である旨の意見」を記載した証明書、休学証明書

- 休職中の利用について（復職支援・リワーク）

以下の条件をいずれも満たす場合は、就労系障がい福祉サービスの支給決定を行って差し支えありません。

○当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援（例：リワーク支援）の実施が見込めない場合、又は困難である場合

○休職中の障がい者本人が復職を希望し、企業及び主治医が、復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合

○休職中の障がい者にとって、就労系障がい福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

※事前の確認事項としては、勤務先に復職支援プログラムがないか、勤務先が就労移行支援を利用することを許可しているか（いずれも、勤務先への復職期限を確認し、サービスの達成目標時期を設定します）、就業・生活支援センターまたは医療機関の復職支援プログラムを利用できないか、など。

- 就労継続支援B型利用に係るアセスメントについて

就労継続支援B型の対象要件（就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人や50歳に達している人、障害基礎年金1級受給者）に該当しない人が就労継続支援B型の利用を希望する場合、就労移行支援事業所によるアセスメントを受ける必要があります。特に特別支援学校等卒業後すぐに就労継続支援B型の利用を希望する場合は、就労継続支援B型利用に係るアセスメント（以下、就労アセスメントという。）を受けた上で、最も適したサービス利用に移行できるようにすると共に、就労継続支援B型を利用する場合には一般就労への移行の可能性も視野に入れ支援を行うなど就労アセスメントにより長期的な就労面に関するニーズや課題等を把握した上で、個々の状況に応じた支援が受けられるようにすることが重要とされています。

※就労アセスメントは原則1ヶ月以上実施することとしています。その際、就労移行支援の支給決定を行います

（１４）就労継続支援（Ａ型）

①サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

②利用対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な６５歳未満の者又は６５歳以上の者（６５歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、６５歳に達する前日において就労継続支援Ａ型に係る支給決定を受けていた者に限ります。）。具体的には次のような例が挙げられます。

- ・ 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ・ 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ・ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

当該月の日数－８日

ただし、下記のいずれかに当てはまる場合はこの限りではありません

- ・ 利用事業所が指定権者に対して「利用日数特例の届出」を提出しており、年間の利用日数の総和が「月－８日×１２ヶ月」になる場合
 - ・ 仕事の内容・他サービス量との調整をしたうえで必要であると認められる場合。
- ※サービス等利用計画上の位置づけが必要。

⑤留意事項

- ・ 就労継続支援Ａ型の対象者は、「通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者」とされていることから、一般就労している人については、原則支給決定を行いません。

（１５）就労継続支援（Ｂ型）

①サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会

の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

②利用対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような者が挙げられる。具体的には次のような例が挙げられます。

- ・就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ・上記いずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- ・障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

当該月の日数－8日

ただし、下記のいずれかに当てはまる場合はこの限りではありません

- ・利用事業所が指定権者に対して「利用日数特例の届出」を提出しており、年間の利用日数の総和が「月－8日×12ヶ月」になる場合
- ・仕事の内容・他サービス量との調整をしたうえで必要であると認められる場合。
※サービス等利用計画上の位置づけが必要。

⑤留意事項

- ・就労アセスメントについては「就労移行支援」の留意事項を参照
- ・就労継続支援B型の対象者は、「通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者」とされていることから、一般就労している人については原則支給決定を行いません。

(16) 就労定着支援

①サービス内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

す。

②利用対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者（病気や障がいにより通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者も含みます。）

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

当該月の日数

⑤留意事項

- ・標準利用期間は3年間。（延長不可）
- ・就労定着支援を利用する障がい者は、一般企業に6月以上就労が継続している障がい者であり、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないため、自立訓練（生活訓練）との併用はできません。

（17）自立生活援助

①サービス内容

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

②利用対象者

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障がいや疾病等のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者であって、サービス内容に記載のある支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられます。

- ・障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者
※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も対象。
- ・共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者
- ・精神科病院に入院していた精神障がい者

- ・ 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者
- ・ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院に収容されていた障がい者
- ・ 更生保護施設に入所していた障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者
- ・ 現に地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障がい者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

当該月の日数

⑤留意事項

- ・ 標準利用期間は１年間。（延長の必要性がある場合は、審査会での判定が必要です）
※施設等から地域生活に移行した者である場合には、当該施設等を退所等した日から１年を経過した日の属する月までを有効期間とし、その後、支給開始から１年の期間の範囲で再度有効期間を定めるものとします。なお、それ以外の対象者については、対象者の状況に応じて適切に有効期間を設定することとします。
- ・ 地域定着支援、就労定着支援とは支援内容が重複することから併給はできません。

（１８）共同生活援助

①サービス内容

障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

②利用対象者

障がい者（身体障がい者にあつては、６５歳未満の者又は６５歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限ります。）

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

当該月の日数

⑤留意事項

- ・ 障害支援区分の認定について
共同生活援助（介護サービス包括型）の利用を希望する障がい者のうち、入浴、排泄又は食

事等の介護の提供を希望する人は障害支援区分の認定を必要とします。入浴、排泄又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障がい者については、必ずしも障害支援区分の認定の手続きは行いません。なお、市は単に申請者の希望のみによって判断するのではなく、適切なアセスメントやマネジメントにより、申請者本人の意向や障がい者の種類及び程度その他心身の状況等を勘案したうえで、障害支援区分の認定手続きの要否の判断を行うこととします。

- 体験利用について

体験的な利用については、1回あたり連続30日かつ年間50日以内の範囲内で利用できます。

- 通院等介助の利用について

共同生活援助を行う住居の入居者が慢性の疾病等を有する障がい者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者である場合に限り、月に2回を上限に居宅介護における通院等介助や通院等乗降介助を利用することができます。

（１９）地域移行支援

①サービス内容

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

②利用対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

- 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者

※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象。

- 精神科病院に入院している精神障がい者

※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

- 救護施設又は更生施設に入所している障がい者

- 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者

※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障がい者（「高齢又は障がいにより特に自

立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障がい者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障がい福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者を対象とする。

- ・更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

当該月の日数

⑤留意事項

- ・支給期間は、6ヶ月の範囲内で、月を単位として市が認める期間。
※この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能です。更なる更新については、審査会等の個別審査にて判断します。

（20）地域定着支援

①サービス内容

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

②利用対象者

- （ア）居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- （イ）居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者
- ※なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含まれます。

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

当該月の日数

⑤留意事項

- ・標準利用期間について

支給決定期間は1年間までとしています。対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能です。（更なる更新についても、必要性が認められる場合については更新可。）

（21）児童発達支援

①サービス内容

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

②利用対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児であり、以下の対象者。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳を持っている児童
- ・難病患者等および療育の必要性が認められる児童
- ・病院の発達外来等を受診した際に、療育が必要とされた児童（概ね半年以内に作成された医師の診断書または意見書が必要です。）

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

10日／月

※標準支給量についてはあくまで目安であり、本人の障がいの種類や程度により、個別に過不足のない支給量を決定します。

⑤留意事項

- ・保育所、こども園を利用している児童の児童発達支援事業所の利用については、原則、平日午後1日／週、土日1～2日／週です。また、午後に児童発達支援事業所を利用後、再度、保育所、こども園に戻ることはできません。
- ・主として障がい児の家族の就労支援または障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用してください。
- ・継続利用する場合、年齢に応じた療育の方向性を専門医の見立てのもとに判断する必要から、概ね2～3年ごとにあらためて医師の意見書または診断書が必要です。

（22）医療型児童発達支援

①サービス内容

児童発達支援及び治療を行います。

②利用対象者

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

10日／月

※標準支給量についてはあくまで目安であり、本人の障がいの種類や程度により、個別に過不足のない支給量を決定します。

⑤留意事項

(22) 児童発達支援を準用する。

(23) 放課後等デイサービス

①サービス内容

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

②利用対象者

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児であり、以下の対象者。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳を持っている児童
- ・難病患者等および療育の必要性が認められる児童
- ・病院の発達外来等を受診した際に、療育が必要とされた児童（概ね半年以内に作成された医師の診断書または意見書が必要です。）

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

15日／月

※標準支給量についてはあくまで目安であり、本人の障がいの種類や程度により、個別に過不足のない支給量を決定します。

⑤留意事項

- ・主として障がい児の家族の就労支援または障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用してください。
- ・継続利用する場合、年齢に応じた療育の方向性を専門医の見立てのもとに判断する必要から、概ね2～3年ごとにあらためて医師の意見書または診断書が必要です。

- ・放課後等デイサービスについては、18歳未満の障がい児を対象としていますが、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、20歳に達するまで利用することができる特例を設けています。

（２４）居宅訪問型児童発達支援

①サービス内容

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

②利用対象者

重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障がい児

※なお、重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態とは、次に掲げる状態とします。

- ・人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合
- ・重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

10日／月

※標準支給量についてはあくまで目安であり、本人の障がいの種類や程度により、個別に過不足のない支給量を決定します。

（２５）保育所等訪問支援

①サービス内容

障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

②利用対象者

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障がい児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障がい児

※なお、厚生労働省令で定める施設とは、保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活

を営む施設として、市町村が認めた施設とします。対象施設であるか否かの認定方法は、児童の利用が想定されるものを事前に施設の種別ごとに包括的に認める場合と、施設を個々にその都度認める場合の両方が考えられます。

③支給量を定める単位

〇〇日／月

④標準支給量

2日／月

※標準支給量についてはあくまで目安であり、本人の障がいの種類や程度により、個別に過不足のない支給量を決定します。

(26) 移動支援

①サービス内容

単独では外出困難な障がいのある人（または児童）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

《対象》となるサービス内容

- ・ 外出の準備に伴う支援（整容・更衣介助・手荷物の準備等）
- ・ 移動に伴う支援（移動中の付き添い・交通機関の利用補助等）
- ・ 外出先での必要な支援（排泄・食事・更衣介助・姿勢保持・コミュニケーション支援等）
- ・ 外出から帰宅した直後の支援（更衣介助・荷物整理等）

《対象外》となるサービス

- ・ 単なる待機時間（見守り等）など、具体的な支援が必要ない場合
- ・ 障がい者事業所等が行う講座・イベントなど主催者、管理者側において対応すべきもの
- ・ 預かり行為など、家族等のレスパイト（介護休暇）を目的としたもの
- ・ 単なる遊び相手となる場合（キャッチボールをする、カラオケで一緒に歌う等）

※支援の範囲内で本人の余暇活動を一緒に行うことは可能ですが、主目的とすることはできません。

②移動支援事業の支援の対象範囲

移動支援事業は、「社会通念上、公的サービスの対象として適当か否か」という観点から判断し、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出を除いた、原則1日の範囲内で用務を終えるものを対象とします。

また、移動は徒歩又は公共交通機関（電車、バス、タクシー等）の利用が対象となります。

●外出の範囲

公費の対象となる外出の範囲は原則、自宅を始点とし、外出先への移動、外出先での必要な支援、外出先からの帰宅までの移動の一連の行為とします。

◎《対象》

- ・社会通念上必要不可欠な外出

外出内容	外出先の例
公的機関（官公庁や金融機関）における諸手続き ※1	官公庁、金融機関、郵便局等
今後の生活において必要な手続き ※1	学校や施設への見学、説明会等
突発的な行事への参加	冠婚葬祭への出席等

- ・余暇活動等社会参加のための外出

外出内容	外出先の例
文化施設等の利用	博物館、図書館、映画館等
体育施設等の利用	体育館、競技場、プール等
観光施設等の利用	動物園、遊園地等
地域生活活動に関するもの	自治会、こども会、お祭り等
余暇活動に関するもの	動物園等
買い物（日用品等の購入を目的としないもの）※2	商店、デパート等
理容・美容・着付け	理容院、美容院等

《対象外》

- ✕ 定期的かつ長期にわたる外出

外出内容	備考
医療機関への定期受診 ※1	
経済活動に係る外出（通勤、営業活動等）	謝礼の出る講演会等も対象外
通園、通学、通所等の送迎にあたる外出	

- ・社会通念上、利用の目的が適当でない外出

外出内容	備考
単独での参加が想定されない外出	特に児童の場合
宗教活動、政治活動	布教、広報活動を伴わないものを除く
ギャンブル、公序良俗に反する外出	

※1・・・通院等介助の支給決定がある場合は、通院等介助で対象になります。

※2・・・日用品や食料品の買い物は家事援助で対象となります。

ただし、余暇活動としての買い物であれば移動支援で利用可能です。

③利用対象者

外出に支援が必要と認められる人で、次のいずれかの状態に該当する中学生以上の人。

種 別	対 象 要 件
全身性障がい者 (児)	両上肢・両下肢の機能障がいにて肢体不自由の身体障害者手帳１級所持又はこれに準ずる者 (準ずる者について) 四肢のうち、両下肢を含む三肢以上に障がいを有する者 (手指に障がいがある場合は、上肢障がいがあるものとする)
視覚障がい者(児)	視覚障がいの身体障害者手帳１・２級所持者 ※原則 <u>同行援護</u> を優先
知的障がい者(児)	療育手帳所持者 ※ <u>行動援護</u> の対象者は原則 <u>行動援護</u> を優先
精神障がい者(児)	精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者
難病	疾患によって身体状況が全身性障がい者(児)の要件にあたる者

④標準支給量

(時間)

区分	者	児童
標準利用時間	70	35

※施設入所をされている方は月10時間を限度にご利用いただけます。

⑤留意事項

- ・利用料金について

【サービス単価】

移動支援事業の報酬は、移動支援の支給決定内容によって「身体介護を伴う」「身体介護を伴わない」の区分に分けられます。また、時間帯によっても「夜間早朝」「日中」「深夜」の区分に分けられます。

※時間区分

8～18時	日中
6～8時	夜間・早朝
18～22時	
22時～6時	深夜

※地域区分

特別区	東京都特別区
特甲地	2級～4級相当(芦屋市、西宮市、神戸市、尼崎市、宝塚市、大阪市など)
甲地	5級相当(伊丹市など)
乙地	6級相当(姫路市、明石市、川西市など)
丙地	その他

・身体介護を伴う／伴わないの基準について

支給決定の際に行う認定調査の結果を基に決定しています。移動の介護を行う際に実際の身体介護を行ったか否かではなく、日常生活にあって身体介護が必要なものであって、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護を提供されるかどうかによって判断するものとします。

ここでの身体介護を伴う場合とは、サービス提供の時間内で、食事または排泄が想定され、食事または排泄に支援が必要な場合を指します。

具体的には、次の（１）または（２）の基準となります。

（１）「食事」「排せつ（排尿、排便）」「移動（歩行、移動、移乗）」の３項目のうち２つ以上が「一部介助」または「全介助」

（２）次の（ア）、（イ）両方に該当する

（ア）「食事」「排せつ（排尿、排便）」「移動（歩行、移動、移乗）」の３項目のうち１つ以上が「一部介助」または「全介助」

（イ）①～④の項目の１つ以上が「ほぼ毎日」

①強いこだわりや多動、突発的な飛び出し、パニックにより行動に強い抑制や介助が必要。沈静化できない、または沈静化に多大な時間がかかる。

②弄便や食材を投げる、異食行為等、食事や排せつにかかわる不適切な行動

③自分、他人が怪我をしかねない自傷、他害行為がある。実際に物を壊してしまうような器物破損行為がある

④重度のてんかん発作があり、介助を要する状態になる

・２人介護について

２人のガイドヘルパーによる介助が必要な場合に、利用者の申請に対して個別で支給決定を行います。次のような場合が対象です。常時２人体制が必要な場合以外は、受給者証に「うち２人介護〇〇時間」と記載されます。

２人介護の場合は単価表における２人介護の単価を使用し、１人分の２倍の金額で算定されます。

・利用者の身長、体重やその他身体的理由により、１人のガイドヘルパーによる介護が困難と認められる場合

・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

・その他利用者の状況等から判断して、上記の事項に準ずると認められる場合

(27) 日中一時支援

① サービス内容

日中、障がい福祉サービスを提供する事業所等の施設において、障がいのある人（または児童）に活動の場を提供するとともに見守り、社会に適応するための日常的な訓練
その他市長が必要と認めた支援を行います。

② 利用対象者

- ・身体障がい者（児）（身体障害者手帳所持者）
- ・知的障がい者（児）（療育手帳 A～B2 所持者）
- ・精神障がい者（児）（精神障害者保健福祉手帳所持者・障がい福祉サービスの決定を受けている人）

③ 支給量を定める単位

4時間未満	0.25日
4時間～8時間未満	0.5日
8時間以上	0.75日

（例）1回あたり4時間未満の利用で、支給量2日／月の場合は、
 $2 \div 0.25 = 8$ 回 $\Rightarrow$ 月8回利用できる

④ 標準支給量

2日／月

⑤ 留意事項

- ・短期入所との併用はできません。

第3章 介護保険との併給関係

1 介護保険サービス優先の原則

(1) 原則

介護保険の被保険者である65歳以上の障がい者（40歳以上65歳未満については、加齢に伴う心身上の変化に起因する特定疾病に該当する障がい者）が要介護認定の申請の結果、要介護（要支援）の認定を受けた場合、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第7条の規定に基づき、介護保険のサービスが優先されます。

(2) 併給が認められる場合

申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費又は訓練等給付費を支給することはできませんが、当該サービスの利用について介護保険給付が受けられない又は地域支援事業を利用することができない場合には、その限りにおいて、介護給付費又は訓練等給付費を支給することが可能です。

具体的には以下のとおりです。

（ア）要介護認定等の申請の結果、非該当と判断された場合。

（イ）利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障がい者が実際に申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難な場合。（当該事情が解消するまでの間に限る）

（ウ）「要介護5」の区分支給限度額まで介護保険にてサービスを利用しており、かつ以下の条件をすべて満たす場合。（重度訪問介護の利用に限る）

- ・第2章2（3）重度訪問介護の利用対象者要件に合致すること
- ・医師により筋萎縮性側索硬化症（ALS）等運動ニューロン疾患の分類に属する病名と診断された者、または全身性障がい者であること
- ・吸引等の医療行為が頻回に必要な状態であること

（エ）障がい福祉サービス固有のサービス（訓練等給付等）を利用する場合

○併給可能サービス

就労（訓練）系サービス	就労継続支援 A 型、B 型、自立訓練（機能訓練、生活訓練）
宿泊系サービス	共同生活援助、施設入所支援
外出支援系サービス	同行援護、行動援護、移動支援

※併用不可サービス

居宅系サービス	居宅介護（家事援助、身体介護、通院等介助）、重度訪問介護
通所系サービス	生活介護
宿泊系サービス	短期入所

（３）障がい福祉サービス利用者が６５歳に到達した場合の運用

６５歳以上（４０歳以上６５歳未満については、加齢に伴う心身上の変化に起因する特定疾病に該当する障がい者）の障がい者で障がい福祉サービスの利用を希望される方その他、以前より障がい福祉サービスを利用していた方についても介護保険優先の原則が優先されます。

原則、６５歳に到達する誕生日の１年前には介護保険移行にあたる説明を行い、１年を通して各支援機関を交えての介護保険移行後のサービス調整を行います。

この場合においても、併給が認められる条件は「（２）併給が認められる場合」に記載のものに準じます。ただし、介護保険に移行する際には、サービス提供時間が減ることによる生活状況の大幅な変化がないことを前提とし、サービス調整を行うこととします。

（４）新高額障害福祉サービス費

６５歳になる以前の５年間で特定の障がい福祉サービスの支給決定を受けていた人で、一定の要件を満たす場合は、障がい福祉サービスと介護保険サービスの差額相当分が助成（償還払い）されます。

○新高額障がい福祉サービス費の対象要件

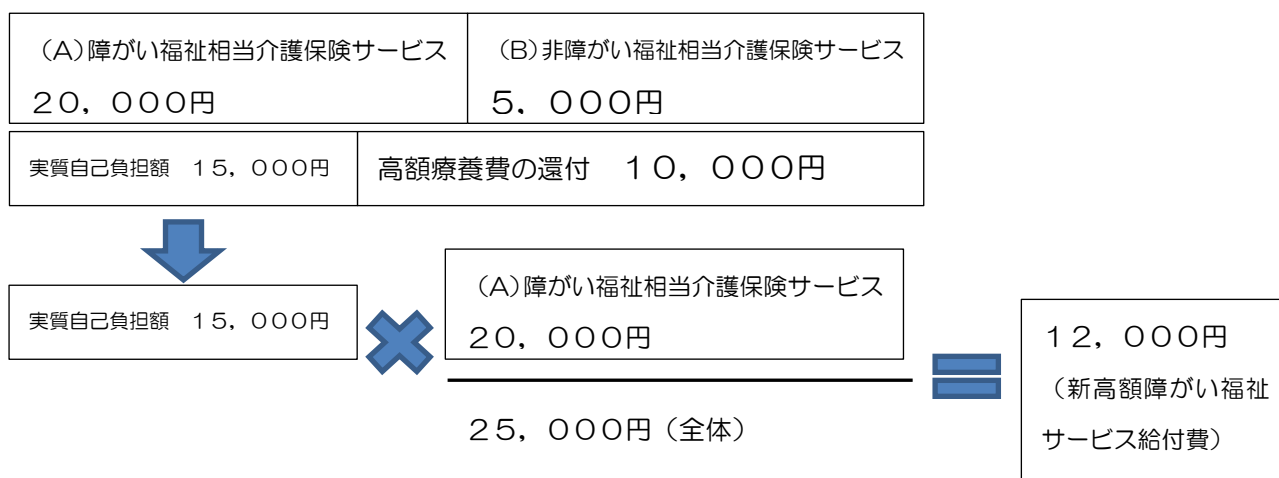
次の①～④を全て満たす人	
①	６５歳に達する日前５年間にわたり、特定の障がい福祉サービス（※１）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービス（※Ａ）を利用すること。 ※１ 特定の障がい福祉サービス：居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所 ※Ａ 相当する介護保険サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護 （介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません）
②	利用者とその配偶者が、当該利用者が６５歳に達する日の前日の属する年度（６５歳に達するの前日が４月から６月までの場合にあっては、前年度）において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。（申請時も同様）
③	６５歳に達する日の前日の障害支援区分が区分２以上であったこと。
④	６５歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

○給付（還付）内容

65歳以降に利用された（A）障がい福祉相当介護保険サービスの自己負担額について、還付されます。還付対象となる（A）障がい福祉相当介護保険と、対象とならない（B）非障がい福祉相当介護保険サービス（福祉用具貸与など）から、高額介護サービス費（※介護保険担当部署からの還付・減額制度）を除いた自己負担に対し、総介護保険サービス負担額における（A）の割合を乗じた金額となります。

給付例

（例）介護保険サービス自己負担総合計25,000円。内訳は以下の通りの場合。



第4章 Q & A

(1) 障がい福祉サービス

① 居宅介護（身体介護）

Q1 家族が留守中の見守りについては対象になりますか？

不可です。居宅介護は見守りのみの介助はサービス内容に含まれていません。見守りの援助が必要な場合は、重度訪問介護が決定できる場合があります。

Q2 本人がヘルパーと共に掃除や洗濯、調理等の家事を行う場合は、身体介護を利用できますか？

原則は家事援助での利用となります。ただし、利用者自身の日常生活動作能力（ADL）や意欲向上のため、自立支援を目的とした利用者自身に対する身体的な介護が必要な場合には身体介護にて決定する場合があります。担当相談員（セルフプランの場合は市担当者）にご相談ください。

Q3 2人体制での介助はどのような場合、利用できますか？

受給者証に、「うち2人〇〇時間」と記載されていない場合は、二人体制での介助は利用することができません。詳しくは P.12 をご参照ください。

Q4 同一時間帯に身体介護のホームヘルパーと家事援助のホームヘルパーによるサービスの提供を受けることは可能ですか？

不可です。1 人の利用者に対して同一時間帯に身体介護と家事援助のサービスを行うことは認められません。

② 居宅介護（家事援助）

Q1 家事援助としての「日常の掃除」はどの範囲までですか？

家事援助としての掃除は、主に利用者が生活する居室内などの掃除となります。したがって、主として利用者が使用する居室等以外の掃除など「直接本人の援助に該当しない行為」や庭の草むしりなどの「日常生活を営むのに支障が生じないと判断する行為」、窓ガラス磨きや床のワックスがけなどの「日常的に行われる家事の範囲を超える行為」などについては対象外となります。詳しくは P.14 をご参照ください。

Q2 本人以外も使用する浴室、トイレ、玄関、廊下など、共有部分の掃除は対象となりますか？

原則、共有部分の掃除は同居家族がいる場合には対象外です。同居家族が病気・障がい等の理由で掃除ができない場合に限り対象となる場合があります。

Q3 毎日の掃除機かけなど本人の希望にどこまで対応してもらえますか？

掃除については原則週2回までとしていますが、日常的に行われる範囲で、利用者本人の心身の状況から必要と考えられる場合は、サービス等利用計画に位置付けることで対象となります。標準支給量については P.14 をご参照ください。

Q4 病院への薬の受け取りについては利用可能ですか？

利用者が受診後、代行する行為としては対象となりますが、遠方への薬の受け取りは代替方法を検討してください。

Q5 利用者が留守中に家事援助（育児支援を含む）の利用は可能ですか？

利用者が不在であるところ（自宅）に家事援助（育児支援を含む）の提供をすることは不可です。

③ 居宅介護（通院等介助）

Q1 病院へ行く際は本人に介助が必要ですが、病院では人員の問題等で院内介助がつかない場合は院内でも利用可能ですか？

本来院内の介助については、病院側が対応すべきものと考えますが、一定条件のもとでは利用することは可能です。詳しくは P.15 をご参照ください。

Q2 障がいのある児童は、通院等介助を利用できますか？

障がいのある児童の通院等介助の利用については、本来保護者が行うものとし、原則利用できません。ただし、吸引等の重篤な介護が必要な状態で、保護者一人では病院に連れていくことができない場合等、市が必要性を認めた場合には利用することができます。

④ 重度訪問介護

Q1 重度訪問介護の利用者は、身体介護や移動支援事業との併給はできますか？

重度訪問介護は身体介護や外出時の支援などを行うものとなっていますので、併給することはできません。

Q2 医療機関に入院中に、重度訪問介護を利用できますか？

障害支援区分が6であって、入院前から重度訪問介護の利用をしていた利用者であって、入院中のコミュニケーション支援が必要な場合は可能です。利用する場合、サービス等利用計画の変更が必要です。また、重度訪問介護事業所による支援が、病院等において行われるべき支援を代替することにならないよう、事業所と病院等で十分に調整したうえで行われる必要があります。

⑤ 同行援護

Q1 通院目的の外出に同行援護を利用することはできますか？

可能です。同行援護は、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある人の外出を援護するサービスですので、同行援護の要件に該当する人については、通院目的の外出も同行援護として支給決定します。

Q2 介護保険のサービスを受けていますが、同行援護のサービスも利用できますか？

同行援護は、介護保険のサービスにはない視覚情報提供がサービスの主目的となりますので、介護保険の被保険者であっても利用可能であり、介護保険優先関係の対象とはなりません。ただし、通院や日常生活必需品の買い物といったサービスの内容等から介護保険サービスの利用が可能である場合は介護保険サービスが優先されます。

Q3 代読・代筆等付随する業務については、どこまで対象となりますか？

代読・代筆等付随する業務の範囲は、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援の範囲となります。なお、同行援護の利用の範囲は、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。」とされています。

Q4 同行援護サービスは1日に複数回利用できますか？

1日に複数回の利用は可能です。なお、1日に同行援護を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けてください。

⑥ 日中活動系サービス（主に就労系）

Q1 一般就労している障がいのある人が休職した場合、休職期間中において就労系障がい福祉サービスを利用することができますか？

一般就労している障がいのある人が休職した場合の就労系障がい福祉サービスの利用については、以下の条件をいずれも満たす場合には利用可能です。

- ①当該求職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援（例：リワーク支援）の実施が見込めない場合、または困難である場合
- ②休職中の障がいのある人本人が復職を希望し、企業及び主治医が、復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合
- ③休職中の障がいのある人にとって、就労系障がい福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市が判断した場合

Q2 大学在学中の卒業年度に、就労移行支援を利用することができますか？

大学在学中の就労移行支援の利用については、以下の条件をいずれも満たす場合には利用可能です。

- ①大学や地域における就労支援機関等による就職支援の実施が見込めない場合、または困難である場合
- ②大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行支援の利用に支障がない者
- ③本人が就労移行支援の利用を希望し、就労移行支援の利用により効果的かつ確実に就職につなげることが可能であると市が判断した場合

Q3 特別支援学校を卒業して、すぐに就労継続支援B型は利用できますか？

利用できません。ただし、在学期間中などに就労移行支援を利用し、アセスメントの結果、就労継続支援B型の利用が適当であると認められた人等は、卒業後すぐに利用することができます。

Q4 一般就労に移行した利用者が、当該就労を行わない日に日中活動サービスを利用することはできますか？

基本的に、障がい福祉サービス事業所等の利用者が一般就労へと移行した場合、その後は日中活動サービスを利用しないことが想定されています。しかし、現実としては非常勤のような形態によって一般就労する利用者もあり、このような利用者については、一般就労を行わない日又は時間に

日中活動サービスを利用する必要性がある場合も考えられることから、以下の条件を満たした場合には、日中活動サービスの支給決定を行って差し支えないこととします。

- ①一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合
- ②当該利用者が日中活動サービスを受ける必要があると市が認めた場合

Q5 就労継続支援 B 型と生活介護を併用することは可能ですか？

本来日中活動の場は固定することが望ましいですが、必要性が認められれば併用することは可能です。ただし、日中活動サービスの報酬については、1 日当たりの支援に係る費用が包括的に評価されていますので、同日の利用はできません。

Q6 就労移行支援、就労継続支援 A・B 型の利用者がアルバイトを行うことは可能ですか？

就労移行支援、就労継続支援 A・B 型については、一般企業に就労することが困難な者が対象となっています。支援を受けずに一般就労することが可能な程度にまで利用者の就労に関する能力が高まっているのであれば、当該サービスの対象者にはなじまないものと考えられることから、アルバイトであっても併用は原則としてできません。

（２）移動支援事業

Q1 1 日あたりの利用時間数に制限はありますか？

支給決定を受けた時間数の中で、1 日の範囲内で用務を終えるものであれば、1 日の中でのサービス利用時間に制限はありません。

Q2 1 日に複数の目的地に行くことは可能ですか？

可能です。ただし、目的地のうち 1 箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が移動支援事業費の請求対象外となります。

※「移動支援の対象とならない目的地」については、P.41 をご参照ください。

Q3 目的地のみで移動支援の利用は可能ですか？

不可です。サービスの始点と終点は原則利用者の居宅である必要があります。

Q4 介護保険の入所者は利用できますか？

原則、在宅の利用者の方が利用できます。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療型医療施設や介護型有料老人ホームに入所されている方は利用できません。

Q5 支給決定された利用時間数の上限を超えて利用することはできますか？

できません。支給決定された利用時間数を超えた部分については自費での利用となります。

Q6 移動支援で市役所や福祉事務所に手続きに行くことはできますか？

できます。ただし、障がい福祉サービスの「通院等介助」の決定を受けられる方は、そちらが優先となります。

Q7 芦屋市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか？

できます。1日の範囲で用務を終えるものであれば利用可能です。

Q8 宿泊を伴う利用は可能ですか？

原則、1日の範囲で用務を終えるものが移動支援の対象となります。

例外的に、事前に担当計画相談員（セルフプランの方は市担当者）に相談の上、行程表の提出をもって支給決定可能な場合がありますのでご相談ください。

その場合、事前に確認している行程表に記載の算定対象時間のみの請求が可能です。また、宿泊先を居宅とみなすことから、宿泊先での滞在時間（睡眠時間含む）については移動支援の対象外となります。

また、ヘルパーの宿泊費用や宿泊先での介助の費用などは、利用者と事業所間であらかじめ取り決めを行ってください。

Q9 冠婚葬祭に利用することは可能ですか？

可能です。ただし、親族等の支援がありヘルパーの待機時間が発生する場合は除きます。

Q10 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中での介助も移動支援として利用可能ですか？

プール内で利用者の安全確保のためにヘルパーも一緒に入水し、遊泳する等、移動支援の対象と

なる支援を行った場合は利用可能です。「利用者がひとりでプールの中で遊び、その姿をプールサイドから見守っていた」「身体的な介助・安全確保の支援が不要な利用者で、遊び相手としてのみ一緒に遊泳した」という場合には業務範囲内ではないため移動支援の対象外となります。

Q11 習い事などに利用できますか？

週1回程度の利用であれば通年かつ継続とはみなさないため、移動支援の利用は可能です。ただし、習い事の最中については原則講師や主催者側が対応するものとなりますので利用対象外です。また、座位保持や姿勢の補助、排泄等の介助が必要な場合には算定可能としますが、詳細について事前に確認のうえ支給決定を行います。なお、習い事の内容に関する指導や補助はヘルパーの業務ではないため利用対象外です。また、児童の場合は原則保護者が対応するものであると判断するため、同じく利用対象外です。

Q12 居宅等で遊んですごすために利用することはできますか？

できません。外出を支援する制度です。居宅、事業所等での預かり行為は移動支援の対象外です。

Q13 目的地において支援を必要としない時間が生じたらどうしたらよいですか？

ヘルパーの支援（安全確保の声掛けを含む）が不要な待機時間については、サービス提供事業所は移動支援事業費の請求ができませんので、自費での対応が必要となる場合があります。

Q14 車で移動することは可能ですか？

原則として、公共交通機関（電車やバス）を利用してください。

車を利用する場合には、ヘルパーまたは利用者本人が運転している時間は支援しているとみなされません。ただし、運転手が別におり、車中での本人への支援が必要な場合は、この限りではありません。（単なる話し相手を除く）

また、以下の点に注意して利用してください。

①事故等が起きた際の責任の所在を、利用者・事業者双方が事前に明確にしておいてください。

利用者又は家族が所有する車を運転する場合も同様です。

②現地集合・現地解散は不可とします。

③事業所の車を利用する場合、福祉有償運送の車両として登録する等、道路運送法上の許可を得ることを要件とします。

Q15 利用者の家族が同伴して利用することはできますか？

原則、利用不可です。

Q16 利用者の家族がガイドヘルパーとして従事し、その家族である利用者の移動支援に従事することはできますか？

できません。移動支援事業の指定基準は居宅介護の基準に準じています（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第47条 「同居家族に対するサービス提供の禁止」より）。

Q17 移動支援で通院時の介助を行うことはできますか？

原則、通院については障がい福祉サービスの通院等介助を利用することとなります。

ただし、通院等介助の支給決定をお持ちでない方が、緊急で医療機関の受診が必要となった際には利用可能となる場合があります。

Q18 通院等介助にて医療機関への受診後、買い物に行きたいときに利用することはできますか？

通院先からいったん自宅に戻り、居宅から買い物に改めて出かけることが著しく不合理な場合に認めることがあります。利用方法について、サービス等利用計画上に位置付けられている必要がありますので、担当相談員（セルフプランの場合は市担当者）にご相談ください。

（例）



※通院途中に、短時間コンビニ等に立ち寄る場合は上記の余暇活動に該当しません。

Q19 保護者のやむを得ない事情で、緊急的に通学・通所の支援として移動支援を使える場合がありますか？

普段送迎を行っている保護者が、急病で入院した場合などは、他の家族が全く対応できない場合に限り期間限定で可能としている場合があります。個別具体的なケースとして検討が必要となりますので、担当計画相談員（セルフプランの場合は市担当者）にご相談ください。

Q20 家族が最寄り駅まで迎えに行った場合、家に帰る前に移動支援のサービスを終了することとは可能ですか？

家族とヘルパーの間で利用者の安全な引き渡しができる場合に限り、可能とします。なお、片道のみ利用の場合、ヘルパーの交通費等の負担が別途発生する場合がありますので、事前に事業所と調整してください（Q22 をご参照ください）

Q21 日中活動を行う障がい福祉サービス事業所を始点としての利用はできますか？

原則、事業所への移動（送迎）と外出（余暇活動）との切り分けが困難であることから送迎に該当するため不可とします。

ただし、利用者本人・家族・日中活動系サービス事業所による送迎を問わず、週4日以上往復での事業所への移動（送迎）が確保されているうえで、週1回に限り一時的な余暇活動としての利用を希望される場合については利用を認めます。ただし、サービス等利用計画上に位置付ける必要があるため、担当相談員（セルフプランの場合は市担当者）にご相談ください。

なお、始点と終点が異なることによるヘルパーの交通費に関しては別途発生する場合がありますので、事前に事業所と調整してください（Q22 をご参照ください）

Q22 移動支援により発生した交通費は誰が負担しますか？

利用者宅からの外出に係る公共交通機関等の交通費については、利用者自身にかかる分及び同行するヘルパーの分も利用者の負担となります。

事業所との取り決めとなりますので、利用前にご確認ください。

Q23 目的地からの利用や目的地までの送迎での場合、待ち合わせ場所までの交通費や、利用者を送った後、ヘルパーが事業所に戻る場合の交通費はどうなりますか？

利用者の負担となります。金額については事前に利用者と協議のうえ取り決めを行ってください。なお、ヘルパー自身の交通費が発生する時間帯は、移動支援事業費の請求ができる時間とは異なりますのでご注意ください。

（例えば、目的地までの送迎の場合にヘルパーが利用者を送り届けた後にヘルパーが事業所まで戻る時間は移動支援事業費の対象ではありません。）

Q24 移動支援を利用する上で実費負担はありますか？

利用に伴って必要となる観劇・映画・コンサート等の入場料についても、会場内で支援が必要な場合でヘルパーが入場することが必要であれば利用者の負担となります。その他細かい内容は事業所と契約時に取り決めを行ってください。

Q25 キャンセル料は発生しますか？

発生する場合がありますが、市では把握していないため事業所と契約時に取り決めを行ってください。

Q26 講演会の講師として出席するので、移動支援を利用できますか？

講師としての謝礼が発生する場合は、営業活動の一環となるため認められませんが、無償の場合は移動支援の利用が可能です。

Q27 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」では、提供できるサービスに違いがありますか？

「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」との区別については、請求上の区分であり実際に提供できるサービス内容に違いはありません。

Q28 移動支援を利用できる事業所はどこですか？

移動支援が利用できるのは、芦屋市と移動支援事業にかかる委託契約を行っている事業所に限ります。契約がない事業所について利用したい場合は新規契約が必要となりますので、1か月～2か月程度の時間が必要です。

利用できる事業所の一覧表については、芦屋市ホームページまたは、障がい福祉のしおりに一覧を掲載しています。最新情報については直接障がい福祉課までお問合せください。

Q29 介護保険で単位が不足した場合、通院等介助に移動支援を利用できますか？

できません。定期通院は移動支援の対象外です。

芦屋市障がい福祉サービス等ガイドライン（支給決定基準）

発行年月：令和5年4月

発 行：芦屋市

〒659 - 8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編 集

芦屋市こども福祉部

芦屋市こども福祉部

福祉室障がい福祉課

こども家庭室こども政策課

TEL：(0797) 38 - 2043

TEL：(0797) 38 - 2045

FAX：(0797) 38 - 2160

FAX：(0797) 38 - 2190
